

# 山口県報

平成24年  
12月28日  
(金曜日)

## 目次

告示

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一

保安林の指定(森林整備課).....一

公告

行政書士の業務の停止(市町課).....二

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....二

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....四

山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課).....四

平成二十三年度山口県歳入歳出諸決算の要領の公表(会計課).....六



### 山口県告示第五百四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年十二月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

名称	所在地	指定年月日
きたむら歯科	宇部市東琴芝二丁目一番四八号	平成二四、一、一
福山歯科医院	山口市駅通り二丁目二番二四号	一〇、一五
セブン薬局東町店	下松市大字末武上東町二三八	一

えもと薬局

熊毛郡田布施町中央南二三の五

### 山口県告示第五百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十四年十二月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

#### 一 保安林の所在場所

- 下関市豊北町大字粟野字横畑一六六四、一六六五、三九九九
- 長門市日置中字狩音二七五の一、二七五の二八
- 美祢市豊田前町保々字南畑二二六第四、二二六の五、字瀬畑四九一の一、四九一の二、四九二、字大平四九四(次の図に示す部分に限る。)、伊佐町伊佐字向山一八三七、一八三八、一八四三、一八四六、字鳴滝二九八一、五三二一、五三二三

#### 二 指定の目的

水源の涵養

#### 三 指定実施要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市豊田前町保々字南畑二二六の五・字瀬畑四九二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字大平四九四、伊佐町伊佐字向山一八四六・字鳴滝二九八一・五三二三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 一 保安林の所在場所

萩市川上字椿瀬五七四の一(次の図に示す部分に限る。)、字横坂五九八の一、字向山六九九の一(次の図に示す部分に限る。)、字飛石八七六の一、字奥山三三八四の一八

光市大字立野字岩岳八三七の一  
美祿市西厚保町原字堤ヶ谷一七三〇、一七三二、一七三三(次の図に示す部分に限る。)

阿武郡阿武町大字木与字大床一〇〇一五の一、字七曲り一〇一九八の三

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
萩市川上字奥山三三八四の一八(次の図に示す部分に限る。)  
美祿市西厚保町原字堤ヶ谷一七三〇・一七三二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一七三三

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)



(六一五) 行政書士の業務の停止

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十四条の規定により、次のとおり行政書士に対し、その業務の停止を命じました。

平成二十四年十二月二十八日

一 処分をした年月日

山口県知事 山本 繁太郎

平成二十四年十二月二十日  
二 処分を受けた者の氏名、事務所の所在地及び登録番号  
氏 名 藤里 隆  
事務所所在地 宇部市寿町一丁目三番二六号  
登録番号 第八五三五〇四三四号

三 処分の内容  
平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間における業務の停止

(六一六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十四年十二月二十八日から平成二十五年四月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十二月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン長府P A R T II

所在地 下関市ゆめタウン二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社イズミ

住所 広島市南区京橋町二番二二号

代表者の氏名 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	株式会社イエローハット	変更前 東京都目黒区青葉台 二丁目一九番一〇号	変更後 東京都中央区日本橋 馬喰町一丁目四番一 六号
---	-------------	-------------------------------	-------------------------------------

四 届出年月日

平成二十四年十二月十四日

五 変更年月日

平成二十一年七月三日

<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地                  名称 ゆめタウン長府PART II                  所在地 下関市ゆめタウン二番一号</p>		<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名                  名称 住 所                  株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号                  代表者の氏名 山西 泰明</p>		<p>三 変更に係る事項の概要                  大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称</p>		<p>変更前                  鍵山秀三郎</p>		<p>変更後                  堀江 康生</p>	
<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地                  名称 ゆめタウン長府PART II                  所在地 下関市ゆめタウン二番一号</p>		<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名                  名称 住 所                  株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号                  代表者の氏名 山西 泰明</p>		<p>三 変更に係る事項の概要                  大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称</p>		<p>変更前                  鍵山秀三郎</p>		<p>変更後                  堀江 康生</p>	
<p>四 届出年月日                  平成二十四年十二月十四日</p>		<p>五 変更年月日                  平成二十二年十月一日</p>		<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称                  株式会社エディオン</p>		<p>変更前                  株式会社デオデオ</p>		<p>変更後                  株式会社エディオン</p>	
<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称                  株式会社エディオン</p>		<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称                  株式会社エディオン</p>		<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称                  株式会社エディオン</p>		<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称                  株式会社エディオン</p>		<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称                  株式会社エディオン</p>	

<p>四 届出年月日                  平成二十四年十二月十四日</p>		<p>五 変更年月日                  平成二十四年九月二十七日</p>		<p>大規模小売店舗の名称及び所在地                  名称 ゆめタウン長府PART II                  所在地 下関市ゆめタウン二番一号</p>		<p>届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名                  名称 住 所                  株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号                  代表者の氏名 山西 泰明</p>		<p>変更前                  株式会社大創産業</p>		<p>変更後                  株式会社アーピング</p>	
<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地                  名称 ゆめタウン長府PART II                  所在地 下関市ゆめタウン二番一号</p>		<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名                  名称 住 所                  株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号                  代表者の氏名 山西 泰明</p>		<p>三 変更に係る事項の概要                  大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称</p>		<p>変更前                  株式会社大創産業</p>		<p>変更後                  株式会社アーピング</p>			
<p>四 届出年月日                  平成二十四年十二月十四日</p>		<p>五 変更年月日                  平成二十四年九月二十七日</p>		<p>大規模小売店舗の名称及び所在地                  名称 ゆめタウン長府PART II                  所在地 下関市ゆめタウン二番一号</p>		<p>届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名                  名称 住 所                  株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号                  代表者の氏名 山西 泰明</p>		<p>変更前                  株式会社大創産業</p>		<p>変更後                  株式会社アーピング</p>	

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ドン・キホーテ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	成沢 潤治

四 届出年月日

平成二十四年十二月十四日

五 変更年月日

平成二十四年十二月七日

(六一七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年十二月二十八日から平成二十五年四月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十二月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールドメルクス宇部

所在地 宇部市大字東岐波一四一三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ミスターマック 住所 代表者の氏名

株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 岩本 隆雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
駐車場の収容台数	一、二二三台	一、一五二台

四 届出年月日

平成二十四年十二月十八日

五 変更年月日

平成二十五年八月十九日

(六一八) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」という。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成二十四年十二月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 基本理念

1 我が国周辺水域における海洋生物資源は、低水準、減少傾向にあり、本県海域においても同様な傾向を示しているものが多くなっている。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

- 1 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。
- 2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。
- 3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源管理指針・資源管理計画の推進

持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合的かつ計画的な資源管理を図る。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十四年及び平成二十五年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少なく認められる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要があるのである。

なお、まさば及びごまさばの平成二十五年七月から平成二十六年六月までの期間に係る数量は、当該期間が開始する前までに定める。

区分	期間	数量
まあじ	平成二十四年一月から同年十二月まで	六、〇〇〇トン
	平成二十五年一月から同年十二月まで	六、〇〇〇トン
まいわし	平成二十四年一月から同年十二月まで	若干
	平成二十五年一月から同年十二月まで	若干
まさば及びごまさば	平成二十四年七月から平成二十五年六月まで	若干
	平成二十五年七月から平成二十六年六月まで	未定
するめいか	平成二十四年一月から同年十二月まで	若干

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十

四年及び平成二十五年の数量については、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

区分	採捕の種類	数量	
		平成二十四年	平成二十五年
まあじ	中型まき網漁業	四、〇〇〇トン	四、八〇〇トン
	小型まき網漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
	すくい網漁業	若干	若干
"	定置漁業権に基づく定置漁業(以下「大型定置漁業」といふ。)	若干	若干
	"	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ  
 中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(二) まいわし

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びごまさば

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) 大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十四年及び平成二十五年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域		期間		量(隻日)
		瀬戸内海	瀬戸内海	平成二十四年六月十六日から同年七月三十一日まで	平成二十五年六月十六日から同年七月三十一日まで	
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海		平成二十四年九月一日から同年十一月三十日まで	平成二十五年九月一日から同年十一月三十日まで	六、七八七
		瀬戸内海		平成二十四年九月一日から同年十一月三十日まで	平成二十五年九月一日から同年十一月三十日まで	六、七八七
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	周防灘		平成二十四年一月十日から同年二月十日まで	平成二十五年一月十日から同年二月十日まで	一、六八五
		周防灘		平成二十四年一月十日から同年二月十日まで	平成二十五年一月十日から同年二月十日まで	一、六八五

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十四年及び平成二十五年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

区分	採捕の種類	海域		期間		量(隻日)
		安芸灘及び伊予灘	周防灘	平成二十四年六月十六日から同年七月三十一日まで	平成二十五年六月十六日から同年七月三十一日まで	
さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	周防灘		平成二十四年九月一日から同年十一月三十日まで	平成二十五年九月一日から同年十一月三十日まで	一、四四五
		周防灘		平成二十四年九月一日から同年十一月三十日まで	平成二十五年九月一日から同年十一月三十日まで	一、四四五
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びけた網漁業に限る。)	周防灘		平成二十四年一月十日から同年二月十日まで	平成二十五年一月十日から同年二月十日まで	一、六八五
		周防灘		平成二十四年一月十日から同年二月十日まで	平成二十五年一月十日から同年二月十日まで	一、六八五

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進める。

(六一九) 平成二十三年度山口県歳入歳出諸決算の要領の公表

平成二十四年十一月山口県議会定例会で認定された平成二十三年度山口県歳入歳出諸決算の要領は、次のとおりです。

平成二十四年十二月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

平成23年度山口県一般会計歳入歳出決算

歳 入

品目	金額
1 県 税	146,518,074,266
1 県 民 税	50,570,191,775
2 事 業 税	22,563,090,389
3 地 方 消 費 税	32,564,082,041
4 不 動 産 取 得 税	2,333,565,908
5 県 土 産 品 税	3,040,466,892
6 コ ー プ 場 利 用 税	613,089,300
7 自 動 車 取 得 税	2,000,004,200
8 軽 油 引 取 税	13,891,340,083
9 自 動 車 税	18,657,528,322
10 釧 路 区 税	9,030,500
16 狩 猟 税	36,400,300
17 産 業 廃 棄 物 税	239,284,556
2 地 方 消 費 税 清 算 金	25,508,218,474
1 地 方 消 費 税 清 算 金	25,508,218,474
3 地 方 議 与 税	20,340,247,730
1 地 方 法 人 特 別 議 与 税	17,043,913,000
2 地 方 揮 発 油 議 与 税	3,095,933,000
3 石 油 ガ ー 議 与 税	187,833,000
4 地 方 道 路 議 与 税	13,730
5 航 空 機 燃 料 議 与 税	12,555,000
4 地 方 特 例 交 付 金	1,454,124,000
1 地 方 特 例 交 付 金	1,454,124,000
5 地 方 交 付 税	179,150,088,000
1 地 方 交 付 税	179,150,088,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	493,216,000
1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	493,216,000
7 分 担 金 及 ビ 負 担 金	4,247,207,908
1 分 担 金	253,948,095
2 負 担 金	3,993,259,813

円

8 使用料及び手数料	7,660,041,350
1 使 用 料	5,284,988,480
2 手 数 料	2,375,052,870
9 国庫支出金	84,821,935,629
1 国 庫 負 担 金	33,985,249,487
2 国 庫 補 助 金	49,675,890,805
3 委 託 金	1,160,795,337
10 財 産 収 入	1,566,301,202
1 財 産 運 用 収 入	550,428,431
2 財 産 売 払 収 入	1,015,872,771
11 寄 付 金	6,873,372,920
1 寄 付 金	6,873,372,920
12 繰 入 金	6,873,372,920
1 特 別 会 計 繰 入 金	58,360,705,869
2 基 金 繰 入 金	5,247,836,336
13 繰 越 金	53,112,869,533
1 繰 越 金	10,892,519,374
2 繰 越 金	10,892,519,374
14 諸 収 入	10,892,519,374
1 貸 付 金 元 利 収 入	77,247,001,120
2 受 託 事 業 収 入	68,472,651,191
3 延 滞 金、加 算 金 及 ビ 過 料 等	521,886,301
4 預 金 利 子	355,193,004
5 利 子 割 精 算 金 収 入	1,700,501
6 雑 収 入	11,781,100
15 県 債 價 値	7,883,789,023
1 県 債 價 値	113,885,100,000
歳 入 合 計	113,885,100,000
歳 出	739,018,153,842
1 議 会 費	1,545,073,668
1 議 会 費	1,545,073,668
2 総 務 費	45,948,289,678
1 総 務 管 理 費	20,940,668,178

円

平成24年12月28日 山口県 口

平成24年12月28日 日 計		平 均	
2	企画調整費	13,172,641,161	
3	徴税費	5,679,493,825	
4	市町村振興費	1,388,923,889	
5	選挙費	466,250,996	
6	防災費	3,545,824,581	
7	統計調査費	438,447,508	
8	人事委員会費	124,456,591	
9	監査委員費	191,582,949	
3	民生費	86,232,888,846	
1	社会福祉費	67,105,977,419	
4	児童福祉費	16,323,219,388	
7	生活保護費	1,585,428,540	
8	災害救助費	1,218,263,499	
4	衛生費	24,798,797,607	
1	公衆衛生費	8,498,712,494	
4	環境衛生費	3,513,290,824	
7	保健所費	2,249,298,471	
8	医薬院費	8,131,265,324	
10	病院費	2,406,230,494	
5	労働費	8,415,587,497	
1	労働政費	1,770,328,714	
2	職業能力開発費	1,112,131,789	
3	失業対策費	5,425,875,527	
4	労働委員会費	107,251,467	
6	農林水産業費	38,070,173,778	
1	農業費	9,787,054,399	
2	畜産業費	545,076,262	
3	農地費	9,177,259,944	
4	林業費	12,259,566,507	
5	水産業費	6,301,216,666	
7	商工業費	64,559,291,940	
1	商業費	2,071,389,154	
2	工業費	61,420,128,312	
3	観光費	762,466,587	
4	工業用水道費	305,307,887	
8	土木費	115,357,766,133	
1	管路費	12,104,400,945	
2	道路橋りょう費	41,511,962,948	
3	河川海岸費	16,357,288,623	
4	港湾費	8,441,535,775	
5	都市計画費	24,322,303,656	
6	住宅費	12,620,274,186	
9	警察費	39,182,519,309	
1	警察管理費	36,452,360,664	
2	警察活動費	2,730,158,645	
10	教育費	146,283,564,987	
1	教育総務費	15,599,945,052	
2	小学校費	45,408,110,999	
3	中学校費	27,516,661,487	
4	高等学校費	32,305,548,639	
7	特別支援学校費	11,662,848,876	
8	社会教育費	2,805,365,734	
9	保健体育費	918,945,034	
10	大学費	1,010,410,803	
11	学事費	9,055,728,363	
11	災害復旧費	5,404,024,288	
1	農林水産施設災害復旧費	1,394,550,966	
2	土木施設災害復旧費	3,997,868,192	
4	学校施設等災害復旧費	11,605,100	
12	公債費	107,857,624,559	
1	公債費	107,857,624,559	
13	諸支出金	47,012,094,409	
1	地方消費税清算金	31,089,922,474	
2	利子割交付金	735,371,000	
3	配当割交付金	366,839,000	
4	株式等譲渡所得割交付金	89,754,000	
5	地方消費税交付金	12,914,404,000	
6	コルノ場利用税交付金	431,654,060	

8	自動車取得税交付金	1,345,000,000
9	利子割精算金	39,149,875
14	子 備 費	0
1	子 備 費	0
	歳出合計	730,667,696,669
	歳入歳出差引残額	8,350,457,173
	翌年度へ繰越	8,350,457,173

## 平成23年度山口県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算

1	繰 入 金	320,000	円
1	他会計繰入金	320,000	
2	繰 越 金	401,027,127	
1	繰 越 金	401,027,127	
3	諸 収 入	255,443,266	
1	貸付金元利収入	254,250,150	
2	雑 入	1,193,116	
	歳入合計	656,790,393	
	歳 出		

1	母子寡婦福祉資金	104,728,664	円
1	母子寡婦福祉資金	104,728,664	
	歳出合計	104,728,664	
	歳入歳出差引残額	552,061,729	
	翌年度へ繰越	552,061,729	

## 平成23年度山口県中小企業近代化資金特別会計歳入歳出決算

2	繰 入 金	34,168,024	円
1	他会計繰入金	34,168,024	
3	繰 越 金	2,022,326,522	
1	繰 越 金	2,022,326,522	
	歳入合計	2,022,326,522	
	歳 出		

4	諸 収 入	1,075,255,068
1	貸付金元利収入	1,072,428,097
2	雑 入	2,826,971
	歳入合計	3,131,749,614
	歳 出	

歳

出

1	中小企業近代化資金	879,626,648	円
---	-----------	-------------	---

1	中小企業設備近代化資金	378,732,963
2	中小企業高度化資金	500,893,685
	歳出合計	879,626,648
	歳入歳出差引残額	2,252,122,966
	翌年度へ繰越	2,252,122,966

## 平成23年度山口県下関漁港地方卸売市場特別会計歳入歳出決算

1	分担金及び負担金	31,042,638	円
1	負 担 金	31,042,638	
2	使用料及び手数料	77,552,930	
1	使 用 料	77,552,930	
4	財 産 収 入	4,305,147	
1	財産運用収入	4,305,147	
2	財産売却収入	0	
5	繰 入 金	234,488,000	
1	他会計繰入金	234,488,000	
6	繰 越 金	7,374,129	
1	繰 越 金	7,374,129	
7	諸 収 入	54,241,183	
1	延 滞 入 金	0	
3	雑 入	54,241,183	
8	県 債 入	54,241,183	
1	県 債 入	149,500,000	
	歳入合計	558,504,027	
	歳 出		

歳

入

第 2420 号

(定期)

平成23年度山口県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算		平成23年度山口県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算	
歳入	歳出	歳入	歳出
1 下関漁港地方卸売市場費	551,121,103		
2 市場管理費	551,121,103		
3 水産加工団地整備費	0		
歳出合計	551,121,103		
歳入歳出差引残額	7,382,924		
翌年度へ繰越	7,382,924		
平成23年度山口県林業・木材産業改善資金特別会計歳入歳出決算			
歳入	歳出	歳入	歳出
3 繰越金	197,345,516		
1 繰越金	197,345,516		
4 諸収入	16,005,003		
1 貸付金元利収入	15,534,544		
2 雑収入	470,459		
歳入合計	213,350,519		
歳出	歳出	歳入	歳出
1 林業・木材産業改善資金	118,132		
1 林業・木材産業改善資金	118,132		
歳出合計	118,132		
歳入歳出差引残額	213,232,387		
翌年度へ繰越	213,232,387		
平成23年度山口県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算			
歳入	歳出	歳入	歳出
2 繰入金	196,533		
1 他会計繰入金	196,533		
3 繰越金	167,830,818		
1 繰越金	167,830,818		
4 諸収入	24,260,731		
1 証紙収入	4,995,854,460		
平成23年度山口県当せん金付証券発売事業特別会計歳入歳出決算			
歳入	歳出	歳入	歳出
1 貸付金元利収入	24,203,332		
2 雑収入	57,399		
歳入合計	192,288,082		
歳出	歳出	歳入	歳出
1 沿岸漁業改善資金	6,096,533		
1 沿岸漁業改善資金	6,096,533		
歳出合計	6,096,533		
歳入歳出差引残額	186,191,549		
翌年度へ繰越	186,191,549		
平成23年度山口県当せん金付証券発売事業特別会計歳入歳出決算			
歳入	歳出	歳入	歳出
1 事業収入	4,765,774,103		
1 事業収入	4,765,774,103		
2 他会計繰入金	927,409		
1 他会計繰入金	927,409		
3 繰越金	51,759,865		
1 繰越金	51,759,865		
歳入合計	4,818,461,377		
歳出	歳出	歳入	歳出
1 当せん金付証券発売事業費	4,400,505,409		
1 発売諸費	927,409		
2 繰出金	4,399,578,000		
歳出合計	4,400,505,409		
歳入歳出差引残額	417,955,968		
翌年度へ繰越	417,955,968		
平成23年度山口県収入証紙特別会計歳入歳出決算			
歳入	歳出	歳入	歳出
1 証紙収入	4,995,854,460		

平成24年12月28日 曜日

1 証 紙 収 入 4,995,854,460  
 2 繰 越 金 357,000,306  
 1 繰 越 金 357,000,306  
 歳 入 合 計 5,352,854,766

歳

出

1 繰 出 金 4,989,442,502  
 1 繰 出 金 4,989,442,502  
 歳 出 合 計 4,989,442,502  
 歳入歳出差引残額 363,412,264  
 翌年度へ繰越 363,412,264

円

## 平成23年度山口県土地取得事業特別会計歳入歳出決算

歳

入

1 財 産 収 入 582,693  
 1 財 産 運 用 収 入 582,693  
 4 繰 越 金 832  
 1 繰 越 金 832  
 歳 入 合 計 583,525

円

歳

出

1 土地取得事業費 583,000  
 1 土地取得基金管理費 583,000  
 歳 出 合 計 583,000  
 歳入歳出差引残額 525  
 翌年度へ繰越 525

円

## 平成23年度山口県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

歳

入

1 分担金及び負担金 712,398,130  
 1 負 担 金 712,398,130  
 2 国庫支出金 13,506,150

円

2 国庫補助金 13,506,150

3 繰 入 金 177,397,254

1 他会計繰入金 177,397,254

4 諸 収 入 661,050

2 雑 入 661,050

5 県 債 156,200,000

1 県 債 156,200,000

7 繰 越 金 21,527,550

1 繰 越 金 21,527,550

8 使用料及び手数料 19,880

1 使 用 料 19,880

歳 入 合 計 1,081,710,014

歳

出

1 流域下水道事業費 1,078,310,014  
 1 流域下水道費 1,078,310,014  
 歳 出 合 計 1,078,310,014  
 歳入歳出差引残額 3,400,000  
 翌年度へ繰越 3,400,000

円

## 平成23年度山口県公債管理特別会計歳入歳出決算

歳

入

1 繰 入 金 107,609,619,367  
 1 他会計繰入金 107,609,619,367  
 2 県 債 21,519,000,000  
 1 県 債 21,519,000,000  
 歳 入 合 計 129,128,619,367

円

歳

出

1 公 債 費 129,128,619,367  
 1 公 債 費 129,128,619,367  
 歳 出 合 計 129,128,619,367

円

歳入歳出差引残額 0  
翌年度へ繰越 0

平成23年度山口県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

		歳入	
1	使用料及び手数料	1,349,329,481	円
1	使用料	1,349,329,481	
2	寄付金	673,259,963	
1	1 繰入金	673,259,963	
3	繰越金	38,763,486	
1	1 繰入金	38,763,486	
4	雑収入	105,581,159	
1	1 雑収入	105,581,159	
5	県債	1,575,000,000	
1	1 県債	1,575,000,000	
	歳入合計	3,741,934,089	
	歳出		

1	港湾整備事業費	3,735,082,813	円
1	1 港湾費	3,735,082,813	
	歳出合計	3,735,082,813	
	歳入歳出差引残額	6,851,276	
	翌年度へ繰越	6,851,276	

平成23年度山口県地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計歳入歳出決算

		歳入	
1	分担金及び負担金	1,294,979,086	円
1	1 負担金	1,294,979,086	
2	雑収入	1,505,700	
1	1 貸付金元利収入	1,505,700	
3	県債	1,533,000,000	
1	1 県債	1,533,000,000	

歳入合計 2,829,484,786  
歳出 2,829,484,786

1 県立病院機構費 2,829,484,786 円

1 県立病院機構費 2,829,484,786

歳出合計 2,829,484,786

歳入歳出差引残額 0

翌年度へ繰越 0

平成23年度山口県就農支援資金特別会計歳入歳出決算

		歳入	
2	繰入金	877,000	円
1	1 他会計繰入金	877,000	
3	繰越金	141,693,809	
1	1 繰越金	141,693,809	
4	雑収入	62,654,687	
1	1 貸付金元利収入	62,084,458	
2	2 雑収入	570,229	
5	県債	0	
1	1 県債	0	
	歳入合計	205,225,496	
	歳出		

1 就農支援資金 50,035,394 円

1 就農支援資金 50,035,394

歳出合計 50,035,394

歳入歳出差引残額 155,190,102

翌年度へ繰越 155,190,102

平成24年12月28日 山口県

平成二十四年十二月二十八日印刷  
平成二十四年十二月二十八日発行

発行人 山口県知事